



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月29日火曜日 第2760号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則等の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 257

告 示

私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査事項の指定..... (私学文書課) ... 259

保安林の指定の解除 (2 件) (森林整備課) ... 259

道路の区域変更 (県道玉川菊間線) (東予地方局今治土木事務所) ... 259

道路の供用開始 (") (") ... 260

道路の区域変更 (県道才之原菊間線) (") ... 260

道路の供用開始 (") (") ... 260

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 260

公 告

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備の委託..... (警察本部会計課) ... 261

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程..... (監査事務局) ... 262

人事委員会規則

行政不服審査法の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則..... (人事委員会事務局) ... 262

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 272

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 272

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 276

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 277

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 282

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 283

営利企業等の従事制限の基準等に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 285

人事委員会告示

不利益処分についての不服申立てに関する手続細則の一部改正..... (人事委員会事務局) ... 285

へき地学校の指定..... (") ... 288

県議会告示

議会が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正..... (議会事務局) ... 289

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正..... (") ... 291

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 293

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令..... (公営企業管理局総務課) ... 294

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県立高等技術専門校運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立高等技術専門校運営規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部改正)

第1条 愛媛県立高等技術専門校運営規則(昭和33年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第2条 愛媛県立高等技術専門校条例(昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。)第4条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 訓練の対象者については、学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)又は同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。</p> <p>(2)~(6) 省略</p>	<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第2条 愛媛県立高等技術専門校条例(昭和44年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。)第4条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 訓練の対象者については、学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校_____を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者(以下「中学校卒業等」という。)又は同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業等」という。)であること。</p> <p>(2)~(6) 省略</p>

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第2条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和57年愛媛県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>様式第3号(第2条関係) 准看護師試験願書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td style="text-align: center;">愛媛県収入証 紙貼付欄 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 歴</td> <td></td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> (中学校又は義務教育学校卒業 から記入してください。) </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">記入要領 省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		愛媛県収入証 紙貼付欄 省略	省略			学 歴		省略	(中学校又は義務教育学校卒業 から記入してください。)			省略			記入要領 省略			<p>様式第3号(第2条関係) 准看護師試験願書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td style="text-align: center;">愛媛県収入証 紙ちよう付欄 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 歴</td> <td></td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"> (中学校_____卒業 から記入してください。) </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">記入要領 省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		愛媛県収入証 紙ちよう付欄 省略	省略			学 歴		省略	(中学校_____卒業 から記入してください。)			省略			記入要領 省略		
省略		愛媛県収入証 紙貼付欄 省略																																			
省略																																					
学 歴		省略																																			
(中学校又は義務教育学校卒業 から記入してください。)																																					
省略																																					
記入要領 省略																																					
省略		愛媛県収入証 紙ちよう付欄 省略																																			
省略																																					
学 歴		省略																																			
(中学校_____卒業 から記入してください。)																																					
省略																																					
記入要領 省略																																					

(愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>様式第3号(第7条、様式第1号、様式第2号関係) 身上調査書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 人 履 歴</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">写真貼付欄 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 中学校卒業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 義務教育学校卒業 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略			本 人 履 歴	省略	写真貼付欄 省略	年 月 中学校卒業	年 月 義務教育学校卒業 省略	省略			<p>様式第3号(第7条、様式第1号、様式第2号関係) 身上調査書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 人 履 歴</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">写真ちよう付欄 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 中学校卒業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略			本 人 履 歴	省略	写真ちよう付欄 省略	年 月 中学校卒業	_____	省略		
省略																							
本 人 履 歴	省略	写真貼付欄 省略																					
	年 月 中学校卒業																						
	年 月 義務教育学校卒業 省略																						
省略																							
省略																							
本 人 履 歴	省略	写真ちよう付欄 省略																					
	年 月 中学校卒業																						

省略																							

(愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(平成20年愛媛県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第2号(第3条、様式第1号関係) 身上調査				様式第2号(第3条、様式第1号関係) 身上調査			
省略				省略			
本 人	省略			本 人	省略		
	履 歴	年 月	中学校卒業		履 歴	年 月	中学校卒業
		年 月	義務教育学校卒業			年 月	中学校卒業
	省略				省略		
注 省略				注 省略			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第366号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

私立学校振興助成法による監査報告書に係る監査事項の指定(昭和52年12月愛媛県告示第1262号)は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類(資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。)が作成されているかどうか。

○愛媛県告示第367号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年3月29日

○愛媛県告示第369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
松山市堀江町番外2の1、番外2の2、番外4、番外221の2、番外221の4から番外221の6まで、甲865の1、甲865の13から甲865の18まで、甲865の22、甲865の25、甲866の1、甲866の8、甲866の31から甲866の47まで、甲2084の1、甲2085の1、甲2085の3、甲2085の10、甲2085の12、甲2085の14、甲2085の15
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第368号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年3月29日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都10の3
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾713番2から 同町高田16番2地先まで 及 び 今治市菊間町松尾714番から 同町高田16番2まで	旧	メートル 3.6~24.0	キロメートル 1.167	
		今治市菊間町松尾714番から 同町高田16番2まで	新	11.0~56.0	1.272	

○愛媛県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾714番から 同町高田16番2まで	平成28年 3月29日

○愛媛県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町西山442番3から 同町西山1429番地先まで	旧	メートル 5.4~10.8 9.0~34.0	キロメートル 0.328 0.326	
			新	9.0~34.0	0.326	

○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町西山442番3から 同町西山1429番地先まで	平成28年 3月29日

○愛媛県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成28年 3月29日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第51号 平成28年 3月17日	伊予郡松前町大字北黒田字石山187番 1	松山市山越三丁目15番15号 株式会社NTT西日本アセット・プラン ニング 四国支店長 望 月 和 幸

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備

(2) 業務名及び数量

ヘリコプター12ヶ月定期点検整備 1式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(アグスタ式A109E型(J A03E P))

(4) 実施期間

契約締結の翌日から平成28年 8月31日まで

(5) 業務の履行場所

請負者の保有する事業場認定を受けた事業場

(6) 入札方法

入札金額は、ヘリコプター12ヶ月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(5) 入札の前日までに競争入札参加申請書を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

(2) 入札説明書の交付期限

平成28年 5月11日(水) 17時15分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年 5月12日(木) 11時00分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書等の受付時期

平成28年 3月29日(火)から平成28年 5月11日(水)までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Aircraft inspection

12 months inspection

100, 150, 200, 400, 800 hours inspection

Japan civil aviation bureau (JCAB) circular No. 3 010, etc

Hours change parts

Technical bulletin

Bench check

Airworthiness inspection examinees

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 12 May 2016

(3) Inquiry section regarding notice of tender: Supplies Procurement Section No. 1, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
 同 山之内 芳 夫
 同 毛 利 修 三
 同 黒 川 洋 介

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第6条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(7) 省略</p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第6条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____に関するものを除く。）。</p> <p>(7) 省略</p>

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 1 - 8

行政不服審査法の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

行政不服審査法の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

（愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部改正）

第1条 愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則 3 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決）</p> <p>第10条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(7) 省略</p>	<p>（事務局長の専決）</p> <p>第10条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____に関するものを除く。）。</p> <p>(7) 省略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(審査請求 の教示)</p> <p>第7条の7 職員給与と条例第19条の3第5項(職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。)及び教育職員給与と条例第19条の3第5項(教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(以下「処分説明書」という。)には、一時差止処分について、知事に対して<u>審査請求</u> をすることができる旨及び<u>審査請求</u> をすることができる期間を記載しなければならない。</p>	<p>(不服申立ての教示)</p> <p>第7条の7 職員給与と条例第19条の3第5項(職員給与と条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。)及び教育職員給与と条例第19条の3第5項(教育職員給与と条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(以下「処分説明書」という。)には、一時差止処分について、知事に対して<u>不服申立て</u> をすることができる旨及び<u>不服申立期間</u> を記載しなければならない。</p>

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第21号(第20条関係) 退職手当支給制限処分書 様式第21号(その1) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に対し<u>審査請求</u> をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として((当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者) が被告の代表者となる。) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に<u>審査請求</u> をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その<u>審査請求</u> に対する<u>判決</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その<u>判決</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その<u>判決</u> の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> <p>注 省略 様式第21号(その2) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>3箇月</u>以内に愛媛県知事に対し<u>審査請求</u> をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日</p> </div>	<p>様式第21号(第20条関係) 退職手当支給制限処分書 様式第21号(その1) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に対し<u>異議申立て(審査請求)</u> をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として((当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者) が被告の代表者となる。) 提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に<u>異議申立て(審査請求)</u> をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その<u>異議申立て(審査請求)</u> に対する<u>決定(判決)</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その<u>決定(判決)</u> の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その<u>決定(判決)</u> の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。</p> <p>省略</p> <p>省略</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏) 省略</p> <p>注 省略 様式第21号(その2) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に愛媛県知事に対し<u>異議申立て(審査請求)</u> をすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日</p> </div>

の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求 _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 _____ に対する判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決 _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第22号(第21条関係) 退職手当支払差止処分書

様式第22号(その1)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求 _____ をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求 _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 _____ に対する判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決 _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第22号(その2)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し

の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第22号(第21条関係) 退職手当支払差止処分書

様式第22号(その1)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第22号(その2)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し

審査請求 _____ をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求 _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 _____ に対する判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決 _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

（裏） 省略

注 省略

様式第22号（その3）

（表）

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求 _____ をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求 _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 _____ に対する判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決 _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

（裏） 省略

注 省略

様式第22号（その4）

異議申立て（審査請求） _____ をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日 _____ が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求） _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求） _____ に対する決定（判決） _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（判決） _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（判決） _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

（裏） 省略

注 省略

様式第22号（その3）

（表）

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日 _____ 以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求） _____ をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日 _____ が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求） _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求） _____ に対する決定（判決） _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（判決） _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（判決） _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

省略

（裏） 省略

注 省略

様式第22号（その4）

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第23号(第22条関係) 退職手当返納命令書

様式第23号(その1)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

省略

省略

(裏) 省略

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(退職手当管理機関)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第23号(第22条関係) 退職手当返納命令書

様式第23号(その1)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

省略

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第23号(その2)

(表)

省略
なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求 _____ をすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求 _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 _____ に対する判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決 _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。省略
省略

(裏) 省略

注 省略

様式第25号(第24条関係) 退職手当相当額納付命令書

様式第25号(その1)

(表)

省略
なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求 _____ をすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求 _____ をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 _____ に対する判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その判決 _____ の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決 _____ の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。省略
省略

(裏) 省略

注 省略

注 省略

様式第23号(その2)

(表)

省略
なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。省略
省略

(裏) 省略

注 省略

様式第25号(第24条関係) 退職手当相当額納付命令書

様式第25号(その1)

(表)

省略
なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。省略
省略

(裏) 省略

注 省略

様式第25号(その2)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対し審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

省略

省略

(裏) 省略

注 省略

様式第25号(その2)

(表)

省略

なお、この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て(審査請求)をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者)が被告の代表者となる。)提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(なお、その決定(判決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定(判決)の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

省略

省略

(裏) 省略

注 省略

(公開口頭審理傍聴規則の一部改正)

第4条 公開口頭審理傍聴規則(愛媛県人事委員会規則13-7)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(この規則の目的) 第1条 この規則は、 <u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u> (愛媛県人事委員会規則13-11)第28条の規定に基づき、口頭審理の公開の場合の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	(この規則の目的) 第1条 この規則は、 <u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u> (愛媛県人事委員会規則13-11)第28条の規定に基づき、口頭審理の公開の場合の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第5条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(愛媛県人事委員会規則13-11)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u> 目次 第1章 省略 第2章 <u>審査請求</u> 及び手続(第5条 第11条) 第3章~第9章 省略 附則 (この規則の目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条	<u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u> 目次 第1章 省略 第2章 <u>不服申立て</u> 及び手続(第5条 第11条) 第3章~第9章 省略 附則 (この規則の目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第8項及び第51条の規定に基づき職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条

及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の分限、懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求

の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者)

第2条 処分について審査請求をする者を審査請求人と、
、処分を行つた者を処分者という。

2 この規則で「当事者」とは、審査請求人
及び処分者をいう。

第2章 審査請求及び手続

(審査請求)

第5条 審査請求は、これを書面(以下「審査請求書」という。)でしなければならない。

2 審査請求書には次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求をしようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 処分に対する不服の理由及び審査請求の内容

(7)～(9) 省略

(10) 審査請求の年月日

3 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。

4 審査請求書に記載した事項に変更を生じた場合には、審査請求人は、その都度、その旨を速やかに委員会に書面をもつて届け出なければならない。

(審査請求の受理及び却下)

第6条 審査請求書が提出されたときは、委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、審査請求人の資格及び審査請求の期限等について調査し、審査請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果、審査請求書に不備の点があると認められたときは、委員会は、20日以内の期間を定めて、審査請求人にその不備を補正させることができる。ただし、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないと認められるときは、委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 審査請求人が前項本文の場合において所定の期間内に不備を補正しなかつたときは、委員会は、審査請求を却下することができる。

4 委員会は、審査請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付しなければならない。審査請求を却下すべきものと決定したときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(審理の変更)

第8条 審査請求人は、何時でも書面審理の途中で、口頭審理を請求し、又は口頭審理の途中で書面審理を請求することができる。この請求は、書面をもつて行わなければならない。

(審査請求の取下げ)

第9条 審査請求人は、委員会が事案について判決を行うまでの間は、何時でも、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でなされなければならない。

3 審査請求のうち、取下げのあつた審査請求の部分について

及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の分限、懲戒その他その意に反する不利益な処分(以下「処分」という。)についての審査請求又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)

の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者)

第2条 処分について審査請求をする者を審査請求人と、異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行なつた者を処分者という。

2 この規則で「当事者」とは、審査請求人又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)及び処分者をいう。

第2章 不服申立て及び手続

(不服申立て)

第5条 不服申立てはこれを書面(以下「不服申立書」という。)でなければならない。

2 不服申立書には次の各号に掲げる事項を記載し、不服申立てをしようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(6) 処分に対する不服の事由及び申立ての内容

(7)～(9) 省略

(10) 不服申立ての年月日

3 不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。

4 不服申立書に記載した事項に変更を生じた場合には、不服申立人は、そのつど、その旨をすみやかに委員会に書面をもつて届け出なければならない。

(不服申立ての受理及び却下)

第6条 不服申立書が提出されたときは、委員会は、その記載事項及び添付書類並びに処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限等について調査し、不服申立てを受理すべきかどうかを決定しなければならない。

2 前項に規定する調査の結果不服申立書に不備の点があると認められたときは、委員会は、20日以内の期間を定めて、不服申立人にその不備を補正させることができる。ただし、不備の点が軽微であつて、事案の内容に影響がないと認められるときは、委員会は、職権でこれを補正することができる。

3 不服申立人が前項本文の場合において所定の期間内に不備を補正しなかつたときは、委員会は、不服申立てを却下することができる。

4 委員会は、不服申立てを受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付しなければならない。不服申立てを却下すべきものと決定したときは、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

(審理の変更)

第8条 不服申立人は、何時でも書面審理の途中で、口頭審理を請求し、又は口頭審理の途中で書面審理を請求することができる。この請求は、書面をもつて行わなければならない。

(不服申立ての取下げ)

第9条 不服申立人は、委員会が事案について判決又は決定を行なうまでの間は、何時でも、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立ての取下げは、書面でなされなければならない。

3 不服申立てのうち、取下げのあつた不服申立ての部分について

は、初めから係属しなかつたものとみなす。

(審査の打切り)

第10条 委員会は、審査請求人の所在不明等により審査を継続することができなくなつたと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、審査を打ち切り審査請求を棄却することができる。

(処分事実説明書の提出)

第12条 委員会は、審査請求を受理した場合は、処分者に対し、処分事実説明書の提出を求め、これを審査請求人に送付するものとする。

(委員長の指揮権)

第19条 省略

2 委員長は、当事者に発言を許し、又は発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

3 省略

(期日の変更)

第21条 省略

2 委員会は、前項の申出が正当の事由によるものと認めるときは、新たな日時を指定し、当事者にこれを通知しなければならない。

(審理の順序)

第24条 委員長は、前2条に定める手続を終了した後、審査請求書、処分事実説明書等が当事者の提出したものと相違ないかどうかを確かめ、準備手続を終わった事案については事案の争点を告げ、当事者の同意を得て第2節に規定する証拠調べを行うものとする。

2 省略

(審理手続)

第48条 委員会は、書面審理を行う場合においては、審査請求人に対し証拠の提出を求めるとともに、期日を定めて処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、審査請求人に処分者の提出した答弁書の写しを送付し、期日を定めて反論書の提出を求めるものとする。

3 省略

(裁決_____)

第50条 委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに裁決を行い_____、裁決書_____を作成しなければならない。

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印しなければならない。

(1) 省略

(2) 裁決_____

(3) 省略

(4) 裁決_____の日付

3 委員会は、裁決書の写し_____を当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に裁決_____に対する審査(以下「再審」という。)の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

4 省略

(指示)

は、初めから係属しなかつたものとみなす。

(審査の打切り)

第10条 委員会は、不服申立人の所在不明等により審査を継続することができなくなつたと認める場合又は処分者による処分の取消し、修正等により審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、審査を打ち切り不服申立てを棄却することができる。

(処分事実説明書の提出)

第12条 委員会は、不服申立てを受理した場合は、処分者に対し、処分事実説明書の提出を求め、これを不服申立人に送付するものとする。

(委員長の指揮権)

第19条 省略

2 委員長は、当事者に発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止する_____ことができる。

3 省略

(期日の変更)

第21条 省略

2 委員会は、前項の申出が正当の事由によるものと認めるときは、新たな日時を指定しなければ_____ならない。

(審理の順序)

第24条 委員長は、前2条に定める手続を終了した後、不服申立書、処分事実説明書等が当事者の提出したものと相違ないかどうかを確かめ、準備手続を終わった事案については事案の争点を告げ、当事者の同意を得て第2節に規定する証拠調べを行なうものとする。

2 省略

(審理手続)

第48条 委員会は、書面審理を行なう場合においては、不服申立人に対し証拠の提出を求めるとともに期日を定めて処分者から答弁書及び証拠の提出を求めるものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、不服申立人に処分者の提出した答弁書の写を送付し、期日を定めて反論書の提出を求めるものとする。

3 省略

(裁決又は決定)

第50条 委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、すみやかに裁決又は決定を行ない、裁決書又は決定書を作成しなければならない。

2 前項の書面には、次の各号に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印しなければならない。

(1) 省略

(2) 裁決又は決定

(3) 省略

(4) 裁決又は決定の日付

3 委員会は、裁決書又は決定書の写を当事者に送達しなければならない。この場合においては、当事者に裁決又は決定に対する審査(以下「再審」という。)の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

4 省略

(指示)

第51条 委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で審査請求人がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

(再審の請求)

第52条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 裁決_____の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) 省略
- (3) 裁決_____に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。

3 省略

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次の各号に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決_____の内容及び時期
- (3) 省略

(再審の手続)

第56条 委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決_____を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の裁決_____を修正し、又はこれに代えて、新たに裁決を行わなければならない。

2 省略

第51条 委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、書面で不服申立人がその処分によつて受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない。

(再審の請求)

第52条 当事者は、次の各号の一_____に該当する場合においては、委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 裁決又は決定の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) 省略
- (3) 裁決又は決定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 再審の請求は、判定書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。

3 省略

4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次の各号に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が記名押印して正副各1通を委員会に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決又は決定の内容及び時期
- (3) 省略

(再審の手続)

第56条 委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決又は決定を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の裁決又は決定を修正し、又はこれにかえて、新たに裁決又は決定を行わなければならない。

2 省略

(職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則の一部改正)

第6条 職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-115)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(傍聴) 第10条 聴聞の期日における審理を公開した場合の傍聴については、公開により行う地方公務員法第50条第1項の規定による審査請求の口頭審理の傍聴の例による。	(傍聴) 第10条 聴聞の期日における審理を公開した場合の傍聴については、公開により行う地方公務員法第50条第1項の規定による不服申立ての口頭審理の傍聴の例による。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則)

第7条 職員からの苦情相談に関する規則(愛媛県人事委員会規則15-0)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 省略 2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 省略 (事案の処理) 第4条 省略	(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 省略 2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する不服申立てに関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 3 省略 (事案の処理) 第4条 省略

2 省略

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-0）第3条第1項の規定による受理又は不利益処分についての審査請求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-11）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 省略

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-0）第3条第1項の規定による受理又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（愛媛県人事委員会規則13-11）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる職員の分限、懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求について適用し、同日前にされた処分についての不服申立てについては、なお従前の例による。

○愛媛県人事委員会規則6-193

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の臨時的任用に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（臨時的任用を行うことができる場合及びその手続）</p> <p>第2条 任命権者は、次_____に掲げる場合においては_____、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でないものを臨時的に任用することができる。この場合において、第1号及び第2号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、<u>人事委員会の承認</u>があつたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から<u>採用候補者名簿</u>がない旨の通知を受けた場合</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（臨時的任用を行うことができる場合及びその手続）</p> <p>第2条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、<u>それぞれ人事委員会の承認</u>を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でないものを臨時的に任用することができる。この場合において、第1号及び第2号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、<u>その_____承認</u>があつたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 任命権者が、その任用候補者_____の請求に対し人事委員会から<u>任用候補者名簿</u>がない旨の通知を受けた場合</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6-194

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則の一部を改正する規則

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関する規則</u></p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第21条第5項及び第21条の4第4項の規定に基づき、採用候補者名簿</p>	<p><u>任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則</u></p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第21条第5項_____の規定に基づき、任用候補者名簿</p>

の作成及びこれによる職員採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成)

第2条 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿 _____ は、人事委員会の議決により確定する。

2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された事項については、採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の確定後はいかなる変更又は訂正も行ふことができない。ただし、第4条から第7条までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。

(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の統合)

第3条 第8条の規定による採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の失効前に当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿の対象となっている職員の職(以下「職」という。)につき新たに採用候補者名簿又は昇任候補者名簿が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両採用候補者名簿又は新旧両昇任候補者名簿を統合して採用候補者名簿又は昇任候補者名簿を作成することができる。

(採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿からの削除)

第4条 人事委員会は、採用候補者又は昇任候補者が次のいずれかに該当する場合においては、これを採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除することができる。

- (1) 当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿からの提示に基づいて職に任命された場合
- (2) 採用又は昇任に関する人事委員会、任命権者等からの照会に回答しない場合
- (3) 心身の故障のため当該採用候補者名簿若しくは当該昇任候補者名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- (4) 前号に定めるもののほか、当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 省略

第5条 人事委員会は、採用候補者又は昇任候補者が次のいずれかに該当する場合においては、これを採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除するものとする。

- (1) 当該採用試験又は当該昇任試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 当該採用試験若しくは当該昇任試験の受験の申込み又は当該採用試験若しくは当該昇任試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- (3) 昇任候補者名簿については、職員でなくなつた _____ 場合
- (4) 採用又は昇任を辞退した事由が第12条各号のいずれにも該当しないと人事委員会が認めた場合

(採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿への復活)

第6条 人事委員会は、次 _____ に掲げる場合においては、それぞ

の作成及びこれによる職員の任用の方法

_____ に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名簿 _____ の作成)

第2条 任用候補者名簿(以下「名簿」という。)は、人事委員会の議決により確定する。

2 名簿 _____ に記載された事項については、名簿 _____ の確定後はいかなる変更又は訂正も行ふことができない。但し、第4条から第7条までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。

(名簿 _____ の統合)

第3条 第8条の規定による名簿 _____ の失効前に当該名簿 _____ の対象となっている職員の職(以下「職」という。)につき新たに名簿 _____ が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両名簿 _____ を統合して名簿 _____ を作成することができる。

2 前項の規定により統合して作成される名簿には、任用候補者の氏名及び得点をそれぞれの試験を通じて得点順に記載するものとし、新旧両名簿にともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基いて記載するものとする。

(任用候補者の名簿 _____ からの削除)

第4条 人事委員会は、任用候補者が次の各号の一

に該当する場合においては、これを名簿 _____ から削除することができる。

- (1) 当該名簿 _____ からの提示に基づいて職員に任命された場合
- (2) 任用 _____ に関する人事委員会、任命権者等からの照会に回答しない場合
- (3) 心身の故障のため当該名簿 _____ の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- (4) 前号に定めるものの外、当該名簿 _____ の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 省略

第5条 人事委員会は、任用候補者が次の各号の一

に該当する場合においては、これを名簿 _____ から削除するものとする。

- (1) 当該競争試験 _____ を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 当該 _____ 受験の申込み又は当該競争試験 _____ において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
- (3) 昇任候補者名簿については、職員としての地位を失つた場合
- (4) 任用 _____ を辞退した事由が第14条各号の一に _____ 該当しないと人事委員会が認めた場合

(任用候補者の名簿 _____ への復活)

第6条 人事委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞ

れ採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除された採用候補者又は昇任候補者を当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に復活することができる。

- (1) 第4条第1号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたものについて、人事委員会が当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に復活することを適当と認める場合
- (2) 第4条第2号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除された者について、人事委員会が正当な事由により当該照会に応答しなかつたと認める場合
- (3) 第4条第3号又は第4号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除された者について、人事委員会がそれらの規定に該当しなくなつたと認める場合
- (4) 第4条第5号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除された者について人事委員会が当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に復活することを適当と認める場合
(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の訂正)

第7条 人事委員会は、採用候補者若しくは昇任候補者の氏名の変更その他採用候補者名簿若しくは昇任候補者名簿の記載事項について異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合においては、速やかに当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿を訂正するものとする。

(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の失効)

第8条 人事委員会は、次に掲げる場合においては、それぞれ採用候補者名簿又は昇任候補者名簿を失効させることができる。

- (1) 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿がその確定後1年以上を経過した場合
- (2) 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿をその対象となつている職について新たに作成された採用候補者名簿又は昇任候補者名簿と統合することができない場合
- (3) その他人事委員会が当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿を失効させることを適当と認める場合

(採用候補者又は昇任候補者の提示の請求)

第9条 任命権者は、採用候補者名簿により職員を採用しようとする場合においては採用候補者名簿からの採用候補者の提示を、昇任候補者名簿により職員を昇任させようとする場合においては昇任候補者名簿からの昇任候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

(採用候補者又は昇任候補者の提示)

第10条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から採用候補者又は昇任候補者の提示の請求があつた場合においては、当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に記載されている者で

当該職を志望すると認められるものを
任命権者に提示するものとする。

れ名簿から削除された任用候補者を当該名簿に復活することができる。

- (1) 第4条第1号の規定により名簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたものについて、人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
- (2) 第4条第2号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会が正当な事由により当該照会に応答しなかつたと認める場合
- (3) 第4条第3号又は第4号の規定により名簿から削除された者について、人事委員会がそれらの規定に該当しなくなつたと認める場合
- (4) 第4条第5号の規定により名簿から削除された者について人事委員会が名簿に復活することを適当と認める場合
(名簿の訂正)

第7条 人事委員会は任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

第8条 人事委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ名簿を失効させることができる。

- (1) 名簿がその確定後1年以上を経過した場合
- (2) 名簿に記載された任用候補者が5人に満たなくなつた場合
- (3) 名簿をその対象となつている職について新たに作成された名簿と統合することができない場合
- (4) その他人事委員会が当該名簿を失効させることを適当と認める場合

(任用候補者の提示の請求)

第9条 任命権者は、名簿により職員を任命しようとする場合においては、採用については採用候補者名簿からの昇任については、昇任候補者名簿からの任用候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

2 任命権者は、一の職について、採用試験及び昇任試験を兼ねる競争試験の結果作成された採用候補者名簿及び昇任候補者名簿がある場合においては、人事委員会に対して両名簿を通じての高点順による任用候補者の提示を請求することができる。

(任用候補者の正規提示)

第10条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から任用候補者の提示の請求があつた場合においては、名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者を当該名簿から高点順に任命権者に提示するものとする。但し、同じ得点の者が2人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者を決めたい場合においては、正規の提示数をこえてこれらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の採用候補者名簿若しくは昇任候補者名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の採用候補者名簿又は他の昇任候補者名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して _____ 提示することができる。

3 第1項の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿がない場合には、人事委員会は、最も適当と認める他の採用候補者名簿又は他の昇任候補者名簿から当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して _____ 提示することができる。

(採用又は昇任の辞退)

第11条 採用候補者又は昇任候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用又は当該昇任を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から10日以内にその旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定により辞退の届出を受理した場合には、速やかにこれを人事委員会に送付しなければならない。

3 任命権者が第1項の辞退の届出を受理したときは、当該採用候補者又は当該昇任候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(採用又は昇任の辞退による採用候補者又は昇任候補者の提示の延期)

第12条 人事委員会は、前条第2項の規定により辞退の届出の送付を受けた場合において当該辞退の事由が次のいずれかに該当すると認めるときは、辞退の事由がやむまで、又はその志望にかなった提示ができるまで、前条第3項の規定にかかわらず、当該採用候補者又は当該昇任候補者の提示を延期するものとする。

- (1) 現に疾病にかかり、又は負傷していること。
- (2) 採用し、又は昇任させるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有効な研修又は教育を現に受けていること。
- (3) 勤務庁又は勤務地が採用候補者又は昇任候補者の志望と異なる

2 前項の名簿 _____ に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が正規の提示数に満たない _____ 場合には、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿 _____ から、当該職の職務遂行の能力を有し、且つ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

3 第1項の名簿 _____ がない場合には、人事委員会は、最も適当と認める他の名簿 _____ から当該職の職務遂行の能力を有し、且つ、当該職を志望すると認められる者を選択して正規の提示数に達するまで高点順に提示することができる。

(任用候補者の正規提示ができない場合)

第11条 人事委員会は、前条第2項又は第3項の規定によつても提示すべき者の数が正規の提示数に満たない場合において、その数が5人以上であるときは、これを提示するものとする。

2 前項の場合において、その数が5人に満たないときは、人事委員会は、その者の氏名及び得点を任命権者に通知するものとする。

(任用候補者の附加提示)

第12条 人事委員会は、第10条の規定により任用候補者を提示する場合においては、第15条但書の場合及び提示された者が任用を辞退する場合を備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められるものがある場合においては、その者のうちから、その者がいない場合又は、その数の必要とされる数に満たない場合においては当該任用につき最も適当と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、且つ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ任用候補者を高点順に附加して提示することができる。

(任用 _____ の辞退)

第13条 任用候補者 _____ として提示されていることを任命権者から通知された者で当該任用 _____ を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から10日以内にその旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定により辞退の届出を受理した場合には、すみやかにこれを人事委員会に送付しなければならない。

3 任命権者が第1項の辞退の届出を受理したときは、当該任用候補者 _____ の提示は撤回されたものとみなす。

(任用 _____ の辞退に因る任用候補者 _____ の提示の延期)

第14条 人事委員会は、前条第2項の規定により辞退の届出の送付を受けた場合において当該辞退の事由が次の各号の一に該当すると認めるときは、辞退の事由がやむまで、又はその志望にかなった提示ができるまで、当該任用候補者 _____ の提示を延期するものとする。

- (1) 現に疾病にかかり、又は負傷していること。
- (2) 任用される _____ べき職の職務に明らかに関係があり、且つ、その職務の遂行に有効な研修又は教育を現に受けていること。
- (3) 勤務庁又は勤務地が任用候補者 _____ の志望と異なる

つていること。

(4) 省略

(選択の結果についての通知)

第13条 任命権者は、提示された採用候補者又は昇任候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該選択の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

第14条 省略

て いること。

(4) 省略

(選択の方法)

第15条 提示された任用候補者のうちから職員を任命するための選択、任命すべき1人につき、提示における高点順の志望者5人のうちから行うものとする。但し、一の提示により補充されるべき職が4以上ある場合においては、そのうち3の職への任用につき選択の範囲に入りながら選択されなかつた任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選択の範囲から除いて、当該提示に係る高点順の志望者5人のうちから、その選択を行うことができる。

(選択の結果についての通知)

第16条 任命権者は、前条の規定による

選択の結果に

ついて、人事委員会に通知しなければならない。

第17条 省略

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則第2条第1項の規定により確定した任用候補者名簿で現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においては、改正後の採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関する規則第2条第1項の規定により確定した採用候補者名簿又は昇任候補者名簿とみなす。

○愛媛県人事委員会規則6 - 195

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 - 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第3項及び第5項、<u>第17条の2第1項、第19条、第20条第2項並びに第21条の4</u>並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、職員の採用及び昇任に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3) 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>(法第21条の4第1項の人事委員会規則で定める職)</p> <p>第4条の2 法第21条の4第1項の人事委員会規則で定める職は、<u>次に掲げる職又は階級とする。</u></p> <p>(1) 行政職群の3級以上の職、警部補以上の階級に在級する者に</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第3項及び第5項、<u>同法第17条、同法第18条第1項、同法第19条第2項及び第3項、同法第20条並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、</u>職員の採用及び昇任に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3) 省略</p> <p>(4) 採用 <u>現に職員でない者（法第22条の臨時的任用職員を含む。）を職員に任命することをいう。</u></p> <p>(5) 昇任 <u>職員を現に任用されている職の属する職務の級又は階級より上位の職務の級の職又は階級に任命することをいう。</u></p> <p>第4条 省略</p>

係る公安職群の3級以上の職、研究職群の2級以上の職、医療職群(一)の2級以上の職、医療職群(二)の4級以上の職及び医療職群(三)の4級以上の職

(2) 警察官の巡査部長、警部補、警部及び警視の階級

(選考により昇任させる職又は階級)

第7条 第4条の2第1号に規定する 職及び警察官の警視の階級への昇任は、人事委員会の行う選考によるものとする。

第10条 削除

(受験資格)

第16条 前条に規定する年齢は、当該試験の 日の属する年度の4月1日で計算し、在職年数については、当該試験の日の属する月をもつて計算するものとする。

(競争試験の目的及び方法)

第17条 競争試験は、受験者が有する職務の遂行能力を相対的に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法のうち2以上をあわせ行うものとする。

(1)~(5) 省略

(6) 体力試験

(7)・(8) 省略

(選考の委任)

第25条 省略

(選考により昇任させる職又は階級)

第7条 第3条 に規定する職群の職及び警察官の警視の階級への昇任は、人事委員会の行う選考によるものとする。

(選考に合格したものとみなす職)

第10条 職員の職に欠員を生じた場合において任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-3)第11条第2項の規定による通知に係る者をもつて補充しようとするときは、採用又は昇任選考に合格したものとみなす。

(受験資格)

第16条 前条に規定する年齢は、当該試験の公告の日の属する年度の4月1日で計算し、在職年数については、当該試験の日の属する月をもつて計算するものとする。

(競争試験の目的及び方法)

第17条 競争試験は、受験者が有する職務の遂行能力を相対的に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法のうち2以上をあわせ行うものとする。

(1)~(5) 省略

(6) 体力検査

(7)・(8) 省略

(選考の委任)

第25条 第7条に規定する職のうち、行政職群の2級の職、巡査及び巡査部長の階級に在級する者に係る公安職群の2級から4級までの職、医療職群(二)の2級及び3級の職並びに医療職群(三)の2級及び3級の職へ昇任させる場合の選考は、任命権者に委任する。

2 省略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1170

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 採用試験</p> <p>人事委員会が行う競争試験(職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)別表第8に規定する職員採用候補者(民間企業等経験者)試験(以下「経験者採用試験」という。)を除く。)又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 正規の試験</p> <p>人事委員会が行う競争試験</p> <p>又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。</p>

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 省略

2 級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となつた者
- (2) 採用試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会により承認された方法により選択されて職員となつた者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの
- (4) 省略

3・4 省略

(職務の級の決定)

第9条 省略

2 前項の規定にかかわらず、経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、採用試験(上級の区分に係るものに限る。)の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事するものの職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない。

2 省略

(新たに職員となつた者の号給)

第13条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給
 - ア 第9条第1項の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給
 - イ 第9条第1項の規定により当該職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給
- (2) 第9条第2項の規定により職務の級を決定された職員(以下「経験者試験採用者」という。) 採用試験(上級の区分に係るものに限る。)の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなるものが、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 省略

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となつた者
- (2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会により承認された方法により選択されて職員となつた者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの
- (4) 省略

3・4 省略

(職務の級の決定)

第9条 省略

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する _____。

2 省略

(新たに職員となつた者の号給)

第13条 新たに職員となつた者の号給は、第9条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、同表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

(3) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員（前号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級の最低の号給

2 省略

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第14条 省略

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第15条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第13条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2)～(5) 省略

2・3 省略

（特定の職員についての号給）

第18条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第15条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2 省略

（昇格）

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 省略

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第14条 省略

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第15条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1号 _____ に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第13条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2)～(5) 省略

2・3 省略

（特定の職員についての号給）

第18条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第9条第1号 _____ に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第15条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2 省略

（昇格）

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

(2) 省略

2～4 省略

(初任給基準を異にする異動)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 省略

(給料表の適用を異にする異動)

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 省略

3 経験者試験採用者を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前2項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第2項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

(現に職員である者の級別資格基準表の適用)

第40条 採用試験

_____の対象の職の属する職務の等級(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和60年愛媛県条例第29号。以下この条において「昭和60年改正条例」という。))による改正前の職員給与と条例の規定又は昭和60年改正条例による改正前の教育職員給与と条例の規定によるものをいう。以下同じ。)以外の職務の等級又は採用試験の対象の職の属する職務の級以外の職務の級に属する職を新たに占めることとなつた者(第5条第2項第4号の規定の適用を受ける者を除く。)で級別資格基準表の試験欄の採用試験の区分に対応する学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の資格を有するものの同表の適用については、当分の間、同条第1項の規定にかかわらず、その資格に応ずる学歴免許等の資格の区分によることができる。この場合においては、採用試験の区分に掲げる必要経過年数は、その必要経過年数に1年を加えた年数とする。ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるとき、又はその者の勤務成績が良好であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て採用試験の区分に掲げる必要経過年数によることができる。

別表第11(第4条関係)

行政職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
採用試験	省略		

(1) 第9条第1号_____に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

(2) 省略

2～4 省略

(初任給基準を異にする異動)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1号_____に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 省略

(給料表の適用を異にする異動)

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1号_____に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 省略

(現に職員である者の級別資格基準表の適用)

切替日前に正規の試験以外の方法によつて職員となつた者及び同日以後に正規の試験の対象の職の属する職務の等級(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和60年愛媛県条例第29号。以下この条において「昭和60年改正条例」という。))による改正前の職員給与と条例の規定又は昭和60年改正条例による改正前の教育職員給与と条例の規定によるものをいう。以下同じ。)以外の職務の等級又は正規の試験の対象の職の属する職務の級以外の職務の級に属する職を新たに占めることとなつた者(第5条第2項第4号の規定の適用を受ける者を除く。)で級別資格基準表の試験欄の正規の試験の区分に対応する学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の資格を有するものの同表の適用については、当分の間、同条第1項の規定にかかわらず、その資格に応ずる学歴免許等の資格の区分によることができる。この場合においては、正規の試験の区分に掲げる必要経過年数は、その必要経過年数に1年を加えた年数とする。ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるとき、又はその者の勤務成績が良好であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て正規の試験の区分に掲げる必要経過年数によることができる。

別表第11(第4条関係)

行政職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
正規の試験	省略		

省略			
----	--	--	--

備考

1 電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作又はその監督の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する「採用試験」の区分によることができる。この場合において、その無線従事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減ずる年数が定められているものであるときは、この表に定める必要経過年数（職務の級1級の欄に定める必要経過年数を除く。）は、当該必要経過年数にその加える年数又は減ずる年数をそれぞれ加減した年数とする。

省略

注 省略

2 省略

3 船員で本表の試験欄の採用試験の区分に対する学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の資格を有する者の本表の適用については、その採用試験の区分が船員の区分として定められているものとし、その資格に応ずる学歴免許等の資格の区分によるものとする。ただし、船員の次に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とする。

(1)～(4) 省略

別表第12（第4条関係）

公安職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
採用試験	省略				
省略					

別表第13（第4条関係）

研究職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級
		1級
採用試験	省略	
省略		

別表第23（第10条関係）

行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	省略	
	省略		
省略			

備考 省略

別表第24（第10条関係）

公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
採用試験	省略	

省略			
----	--	--	--

備考

1 電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作又はその監督の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に対するこの表の適用については、その資格に応じて、次の表に定める学歴免許等欄の区分と同じこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する「正規の試験」の区分によることができる。この場合において、その無線従事者の資格が次の表の調整年数欄に加える年数又は減ずる年数が定められているものであるときは、この表に定める必要経過年数（職務の級1級の欄に定める必要経過年数を除く。）は、当該必要経過年数にその加える年数又は減ずる年数をそれぞれ加減した年数とする。

省略

注 省略

2 省略

3 船員で本表の試験欄の正規の試験区分に対する学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の資格を有する者の本表の適用については、その正規の試験の区分が船員の区分として定められているものとし、その資格に応ずる学歴免許等の資格の区分によるものとする。ただし、船員の次に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とする。

(1)～(4) 省略

別表第12（第4条関係）

公安職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
正規の試験	省略				
省略					

別表第13（第4条関係）

研究職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級
		1級
正規の試験	省略	
省略		

別表第23（第10条関係）

行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	省略	
	省略		
省略			

備考 省略

別表第24（第10条関係）

公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
正規の試験	省略	

備考 省略

別表第25 (第10条関係)

研究職給料表初任給基準表

試 験		学歴免許等	初任給
採用試験	省略		

備考 省略

備考 省略

別表第25 (第10条関係)

研究職給料表初任給基準表

試 験		学歴免許等	初任給
正規の試験	省略		

備考 省略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部改正)
- 愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則(愛媛県人事委員会規則2-1)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給、昇格、昇給規則」という。)第9条第1項第3号の規定による職務の級の決定の承認に関すること。</p> <p>(9)~(26) 省略</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給、昇格、昇給規則」という。)第9条第3号 <u> </u> の規定による職務の級の決定の承認に関すること。</p> <p>(9)~(26) 省略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-162)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p>第6条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2条第2項任期付職員」という。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給等規則」という。)別表第11から別表第18までに定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)</p> <p>第6条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2条第2項任期付職員」という。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給等規則」という。)別表第11から別表第18までに定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</p> <p>2 省略</p>

○愛媛県人事委員会規則7-1171

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の期間の全部又は一部が基準日以前 6 箇月以内の期間に含まれる場合における当該育児休業の期間が 1 月以下である者を除く。第12条第 2 項第 2 号において同じ。）及び第 2 条第 8 号に掲げる職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の期間の全部又は一部が基準日以前 6 箇月以内の期間に含まれる場合における当該育児休業の期間が 1 月以下である者を除く_____。）及び第 2 条第 8 号に掲げる職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1172

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																												
<p>別表第 1 特地公署（第 2 条、第 3 条、附則第 8 項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 在 地</th> <th>公 署</th> <th>級別 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四国 中央 市</td> <td>金砂町平野山乙499番地 の 6</td> <td>四国中央警察署金砂駐 在所</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>新宮町新宮446番地</td> <td>四国中央警察署新宮駐 在所</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">今治 市</td> <td>関前岡村甲697番地18</td> <td>今治警察署関前駐在所</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>大三島町宗方3503番地 1</td> <td>伯方警察署宗方駐在所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大洲 市</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">喜多 郡</td> <td>内子町上田渡811番地</td> <td>大洲警察署田渡駐在所</td> <td>3 級</td> </tr> <tr> <td>内子町小田364番地 1</td> <td>大洲警察署小田駐在所</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>内子町大瀬中央4475番地</td> <td>大洲警察署大瀬駐在所</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西予 市</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野村町予子林816番地 2</td> <td>西予警察署坂石駐在所</td> <td>2 級</td> </tr> </tbody> </table>	所 在 地		公 署	級別 区分	四国 中央 市	金砂町平野山乙499番地 の 6	四国中央警察署金砂駐 在所	2 級	新宮町新宮446番地	四国中央警察署新宮駐 在所	1 級	省略				今治 市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	2 級	大三島町宗方3503番地 1	伯方警察署宗方駐在所		省略				大洲 市	省略						喜多 郡	内子町上田渡811番地	大洲警察署田渡駐在所	3 級	内子町小田364番地 1	大洲警察署小田駐在所	2 級	内子町大瀬中央4475番地	大洲警察署大瀬駐在所	1 級	省略				西予 市	省略			野村町予子林816番地 2	西予警察署坂石駐在所	2 級	<p>別表第 1 特地公署（第 2 条、第 3 条、附則第 8 項関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所 在 地</th> <th>公 署</th> <th>級別 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四国 中央 市</td> <td>金砂町平野山乙499番地 の 6</td> <td>四国中央警察署金砂駐 在所</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>新宮町新宮446番地</td> <td>四国中央警察署新宮駐 在所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">今治 市</td> <td>関前岡村甲697番地18</td> <td>今治警察署関前駐在所</td> <td>3 級</td> </tr> <tr> <td>大三島町宗方3503番地 1</td> <td>伯方警察署宗方駐在所</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大洲 市</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>肱川町山鳥坂343番地 1</td> <td>大洲警察署肱川駐在所</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">喜多 郡</td> <td>内子町上田渡811番地</td> <td>大洲警察署田渡駐在所</td> <td>2 級</td> </tr> <tr> <td>内子町大瀬中央4475番地</td> <td>大洲警察署大瀬駐在所</td> <td>1 級</td> </tr> <tr> <td>内子町小田364番地 1</td> <td>大洲警察署小田駐在所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西予 市</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 級</td> </tr> </tbody> </table>	所 在 地		公 署	級別 区分	四国 中央 市	金砂町平野山乙499番地 の 6	四国中央警察署金砂駐 在所	1 級	新宮町新宮446番地	四国中央警察署新宮駐 在所		省略				今治 市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	3 級	大三島町宗方3503番地 1	伯方警察署宗方駐在所	2 級	省略				大洲 市	省略			肱川町山鳥坂343番地 1	大洲警察署肱川駐在所	1 級	喜多 郡	内子町上田渡811番地	大洲警察署田渡駐在所	2 級	内子町大瀬中央4475番地	大洲警察署大瀬駐在所	1 級	内子町小田364番地 1	大洲警察署小田駐在所		省略				西予 市	省略					2 級
所 在 地		公 署	級別 区分																																																																																																										
四国 中央 市	金砂町平野山乙499番地 の 6	四国中央警察署金砂駐 在所	2 級																																																																																																										
	新宮町新宮446番地	四国中央警察署新宮駐 在所	1 級																																																																																																										
省略																																																																																																													
今治 市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	2 級																																																																																																										
	大三島町宗方3503番地 1	伯方警察署宗方駐在所																																																																																																											
省略																																																																																																													
大洲 市	省略																																																																																																												
喜多 郡	内子町上田渡811番地	大洲警察署田渡駐在所	3 級																																																																																																										
	内子町小田364番地 1	大洲警察署小田駐在所	2 級																																																																																																										
	内子町大瀬中央4475番地	大洲警察署大瀬駐在所	1 級																																																																																																										
省略																																																																																																													
西予 市	省略																																																																																																												
	野村町予子林816番地 2	西予警察署坂石駐在所	2 級																																																																																																										
所 在 地		公 署	級別 区分																																																																																																										
四国 中央 市	金砂町平野山乙499番地 の 6	四国中央警察署金砂駐 在所	1 級																																																																																																										
	新宮町新宮446番地	四国中央警察署新宮駐 在所																																																																																																											
省略																																																																																																													
今治 市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	3 級																																																																																																										
	大三島町宗方3503番地 1	伯方警察署宗方駐在所	2 級																																																																																																										
省略																																																																																																													
大洲 市	省略																																																																																																												
	肱川町山鳥坂343番地 1	大洲警察署肱川駐在所	1 級																																																																																																										
喜多 郡	内子町上田渡811番地	大洲警察署田渡駐在所	2 級																																																																																																										
	内子町大瀬中央4475番地	大洲警察署大瀬駐在所	1 級																																																																																																										
	内子町小田364番地 1	大洲警察署小田駐在所																																																																																																											
省略																																																																																																													
西予 市	省略																																																																																																												
			2 級																																																																																																										

	城川町高野子61番地の3	西予警察署城川東駐在所	
	省略		1級
	野村町鳥鹿野740番地	西予警察署湟筋駐在所	
	省略		
宇和島市	省略		
	省略		1級
	省略		
北宇和郡	鬼北町大字小松1395番地	宇和島警察署三島駐在所	2級
	鬼北町大字下鍵山129番地	宇和島警察署日吉駐在所	
省略			

別表第2 準特地公署（第2条関係）

所在地		公署
省略		
省略		
大洲市	肱川町山鳥坂343番地1	大洲警察署肱川駐在所
宇和島市	津島町山財字長野乙144番地	山財ダム管理事務所
省略		

	城川町高野子61番地の3	西予警察署城川東駐在所	
	省略		1級
	野村町予子林816番地2	西予警察署坂石駐在所	
	省略		
宇和島市	省略		
	省略		1級
	津島町山財字長野乙144番地	山財ダム管理事務所	
北宇和郡	鬼北町大字小松1395番地	宇和島警察署三島駐在所	1級
	鬼北町大字下鍵山129番地	宇和島警察署日吉駐在所	
省略			

別表第2 準特地公署（第2条関係）

所在地		公署
省略		
松山市	東川町乙44番地7	動物愛護センター
省略		
大洲市	森山甲1104番地の5	大洲警察署森山駐在所
西予市	野村町鳥鹿野740番地	西予警察署湟筋駐在所
宇和島市	津島町嵐237番地の1	宇和島警察署下灘駐在所
省略		
南宇和郡	愛南町柏374番地	愛南警察署内海駐在所

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正前の特地勤務手当等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第1級別区分欄に掲げる級別が1級とされていた公署のうち、改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1に掲げられないこととなった公署は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き当該公署に在勤している職員に係る特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給については、当該公署が移転するまでの間、同表級別区分欄に掲げる級別が1級とされている新規則第2条の特地公署とみなす。
- 前項の職員に係る特地勤務手当の月額、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日の前日において受けていた特地勤務手当の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、同日に育児短時間勤務職員等であったとしたならば受けることとなった特地勤務手当の月額）（以下「旧特地勤務手当の月額」という。）に相当する額とする。
- 新規則別表第1級別区分欄に掲げる級別が旧規則別表第1級別区分欄に掲げる級別より下位である公署に施行日の前日から引き続き在勤している職員の特地勤務手当の月額は、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額が旧特地勤務手当の月額に達するまでの間（その期間内に当該公署が移転した場合又は当該公署が特地公署に該当しなくなった場合にあっては、その移転し、又は該当しなくなった日の前日までの間）、当該旧特地勤務手当の月額に相当する額とする。
- 愛南警察署内海駐在所は、施行日の前日から引き続き当該駐在所に在勤している職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、当該駐在所が移転するまでの間、新規則第2条の準特地公署とみなす。

○愛媛県人事委員会規則11 - 10

営利企業等の従事制限の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

営利企業等の従事制限の基準等に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限の基準等に関する規則（愛媛県人事委員会規則11 - 0）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">営利企業への従事等の制限の基準等に関する規則</p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、従事制限の地位を定め、<u>営利企業（同条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）への従事等の制限の基準等</u>に関し規定することを目的とする。</p> <p>（従事制限の地位）</p> <p>第2条 法第38条第1項において規定する人事委員会規則で定める地位は、<u>営利企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の無限責任社員、顧問、参与、評議員、清算人、その他これらに準ずる地位とする。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>営利企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員又は前条において定める地位を兼ね、<u>若しくは自ら営利企業</u>を営み又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合を除く<u>ほか</u>、許可することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p style="text-align: center;">営利企業等の従事制限の基準等に関する規則</p> <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に<u>基き</u>、従事制限の地位を定め、<u>営利企業等の従事制限</u>の基準等に関し規定することを目的とする。</p> <p>（従事制限の地位）</p> <p>第2条 法第38条第1項において規定する人事委員会規則で定める地位は、<u>営利を目的とする私企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の無限責任社員、顧問、参与、評議員、清算人、その他これらに準ずる地位とする。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>営利を目的とする私企業</u>を営むことを目的とする会社その他の団体の役員又は前条において定める地位を兼ね、<u>もしくは自ら営利を目的とする私企業</u>を営み又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をした時は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合を除く<u>外</u>許可することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

附 則

- この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 教育長が兼ねることのできない営利企業等の地位を定める規則（愛媛県人事委員会規則11 - 9）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位については、<u>営利企業への従事等の制限の基準等に関する規則</u>（愛媛県人事委員会規則11 - 0）第2条の規定を準用する。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の人事委員会規則で定める地位については、<u>営利企業等の従事制限の基準等に関する規則</u>（愛媛県人事委員会規則11 - 0）第2条の規定を準用する。</p>

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

不利益処分についての不服申立てに関する手続細則（昭和32年 5月愛媛県人事委員会告示第62号）の一部を次のように改正し、平成28年 4月 1日から施行する。

改正後の不利益処分についての審査請求に関する手続細則の規定は、この告示の施行の日以後にされる職員の分限、懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求について適用し、同日前にされた処分についての不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年 3月29日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

不利益処分についての審査請求に関する手続細則

不利益処分についての不服申立てに関する手続細則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 不利益処分についての審査請求及び審査の手続等に関し、当事者から提出する請求、申請、届出等の書類の様式は、この細則の定めるところによる。

第1条 不利益処分についての不服申立て及び審査の手続等に関し、当事者から提出する請求、申請、届出等の書類の様式は、この細則の定めるところによる。

(代理人選任届)

(代理人選任届)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-11。以下「審査規則」という。)第3条第2項の規定による代理人の選任の届出は、様式第1号によらなければならない。

第2条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(愛媛県人事委員会規則13-11。以下「審査規則」という。)第3条第2項の規定による代理人の選任の届出は、様式第1号によらなければならない。

(審査請求書)

(不服申立て)

第4条 審査規則第5条第1項及び第2項の規定による審査請求書は、様式第4号によらなければならない。

第4条 審査規則第5条第1項及び第2項の規定による不服申立書は、様式第4号によらなければならない。

(審査請求書記載事項変更届)

(不服申立書記載事項変更届出)

第5条 審査規則第5条第4項の規定による審査請求書の記載事項の変更の届出は、様式第5号によらなければならない。

第5条 審査規則第5条第4項の規定による不服申立書の記載事項の変更の届出は、様式第5号によらなければならない。

(審査請求取下書)

(不服申立ての取下げ)

第10条 審査規則第9条第2項の規定による審査請求の取下げは、様式第12号によらなければならない。

第10条 審査規則第9条第2項の規定による不服申立ての取下げは、様式第12号によらなければならない。

様式第1号(第2条、様式第2号関係)

様式第1号 _____

省略
審査請求人(処分者)
省略
年 月 日付け何何処分に関する審査請求事案 (又は事案番号)について、次の者を代理人に選任しましたから別紙委任状を添えお届けします。
省略

省略
不服申立人(処分者)
省略
年 月 日付け何何処分に関する不服申立事案 (又は事案番号)について、次の者を代理人に選任しましたから別紙委任状を添えお届けします。
省略

注 省略

注 省略

様式第2号(様式第1号関係)

様式第2号 _____

省略
1 処分者何職何某が審査請求人(元)何職何某に対して行なった年 月 日付け何何処分の審査請求事案についての一切の件
2 省略

省略
1 処分者何職何某が不服申立人(元)何職何某に対して行なった年 月 日付け何何処分の不服申立事案についての一切の件
2 省略

注 省略

注 省略

様式第3号(第3条関係)

様式第3号 _____

省略
審査請求人(処分者)
省略
処分者何職何某が、審査請求人(元)何何勤務何某に対して行なった年 月 日付け何何処分の審査請求事案について、さきに何某を代理人に選任しましたが、年 月 日これを解任しましたからお届けします。

省略
不服申立人(処分者)
省略
処分者何職何某が、不服申立人(元)何何勤務何某に対して行なった年 月 日付け何何処分の不服申立事案について、さきに何某を代理人に選任しましたが、年 月 日これを解任しましたからお届けします。

様式第4号(第4条関係)

様式第4号 _____

審査請求書
省略
審査請求人氏名 ㊟
次のとおり不利益処分に関する審査請求をします。
1～6 省略

不服申立書
省略
不服申立人氏名 ㊟
次のとおり不利益処分に関する不服申立てをします。
1～6 省略

7 処分に対する不服の理由
 8 審査請求の内容
 9～12 省略

注

- 「7 処分に対する不服の理由」は、具体的かつ詳細に記載し、必要があれば別紙とすること。
- ～7 省略
- この申立書の記載事項に変更を生じたときには、審査請求書記載事項変更届（様式第5号）により、遅滞なく届出ること。

様式第5号（第5条、様式第4号関係）

審査請求書記載事項変更届

省略

審査請求人

省略

年 月 日付け提出の審査請求書の記載事項に次のとおり変更を生じたのでお届けします。

省略

様式第6号（第6条関係）

省略

審査請求人（処分者）

省略

（審）第何号何何処分に関する審査請求事案について、貴委員会の 年 月 日付け答弁（反論）（再答弁）書提出要求書を 年 月 日受領しましたので、次のとおり答弁（反論）（再答弁）します。

省略

注 省略

様式第7号（第7条関係）

省略

審査請求人（処分者）

省略

（審）第何号何何処分に関する審査請求事案について、次のとおり証拠調べを申請します。

省略

注 省略

様式第8号（第7条関係）

省略

審査請求人（処分者）

省略

（審）第何号何何処分に関する審査請求事案につき、次のとおり証人調べを申請します。

- 省略
- 証人調べの日時

省略

- 省略

注

証人調べの日時場所について特に希望のない場合は、証人調べの日時場所は記載しないでもよいこと。

様式第11号（第9条関係）

7 処分に対する不服の事由
 8 不服申立ての内容
 9～12 省略

注

- 「7 処分に対する不服の事由」は、具体的かつ詳細に記載し、必要があれば別紙とすること。
- ～7 省略
- この申立書の記載事項に変更を生じたときには、不服申立書記載事項変更届（様式第5号）により、遅滞なく届出ること。

様式第5号

不服申立書記載事項変更届

省略

不服申立人

省略

年 月 日付け提出の不服申立書の記載事項に次のとおり変更を生じたのでお届けします。

省略

様式第6号

省略

不服申立人（処分者）

省略

（不）第何号何何処分に関する不服申立事案について、貴委員会の 年 月 日付け答弁（反論）（再答弁）書提出要求書を 年 月 日受領しましたので、次のとおり答弁（反論）（再答弁）します。

省略

注 省略

様式第7号

省略

不服申立人（処分者）

省略

（不）第何号何何処分に関する不服申立事案について、次のとおり証拠調べを申請します。

省略

注 省略

様式第8号

省略

不服申立人（処分者）

省略

（不）第何号何何処分に関する不服申立事案につき、次のとおり証人調べを申請します。

- 省略
- 証人調べの日時

省略

- 省略

注

証人調べの日時場所について特に希望のない場合は、証人調べの日時場所は記載しないでもよいこと。

様式第11号

省略

審査請求人

省略

(審)第何号何何処分に関する審査請求事案について、審理手続を次のとおり変更することを申請します。

省略

様式第12号 (第10条関係)

審査請求取下書

省略

審査請求人

省略

(審)第何号何何処分に関する審査請求(のうち何何の部分)を、次の理由により取り下げます。

省略

様式第13号 (第11条関係)

省略

処分者何職何某が審査請求人(元)何職何某に対して行った 年 月 日付け何何処分の審査請求事案の裁決 _____につき、次のとおり再審を請求します。

- 1 省略
- 2 裁決 _____ の時期
- 3 裁決 _____ の内容
- 4 省略

注 省略

省略

不服申立人

省略

(不)第何号何何処分に関する不服申立事案について、審理手続を次のとおり変更することを申請します。

省略

様式第12号 _____

不服申立取下申出書

省略

不服申立人

省略

(不)第何号何何処分に関する不服申立て(のうち何何の部分)を、次の理由により取り下げます。

省略

様式第13号 _____

省略

処分者何職何某が不服申立人(元)何職何某に対して行なった 年 月 日付け何何処分の不服申立事案の裁決 (決定)につき、次のとおり再審を請求します。

- 1 省略
- 2 裁決 (決定) の時期
- 3 裁決 (決定) の内容
- 4 省略

注 省略

○愛媛県人事委員会告示第2号

教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第12条の2第1項及び第12条の3第1項の規定に基づき、へき地高等学校を次のとおり指定し、平成28年4月1日から施行し、へき地高等学校の指定(平成22年4月愛媛県人事委員会告示第2号)は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月29日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

1 へき地学校

(1) 小学校の部

市 郡 名	学 校 名	級 別 区 分
新 居 浜 市	新居浜市立別子小学校	3 級
西 条 市	西条市立浦山小学校	1 級
今 治 市	今治市立岡村小学校	2 級
越 智 郡	上島町立魚島小学校	4 級
	上島町立岩城小学校	2 級
	上島町立弓削小学校	1 級
	上島町立生名小学校	

松 山 市	松山市立興居島小学校釣島分校	4 級
	松山市立津和地小学校	3 級
	松山市立怒和小学校	2 級
上 浮 穴 郡	久万高原町立直瀬小学校	2 級
	久万高原町立面河小学校	
	久万高原町立柳谷小学校	
	久万高原町立父二峰小学校	1 級
	久万高原町立仕七川小学校	
	久万高原町美川小学校	
伊 予 郡	砥部町立高市小学校	2 級
	砥部町立広田小学校	1 級
	砥部町立玉谷小学校	
大 洲 市	大洲市立河辺小学校	2 級
	大洲市立肱川小学校	1 級

西 宇 和 郡	伊方町立大久小学校	1 級
	伊方町立三崎小学校	
西 予 市	西予市立大野ヶ原小学校	4 級
	西予市立惣川小学校	3 級
宇 和 島 市	宇和島市立竹ヶ島小学校	5 級
	宇和島市立戸島小学校	3 級
	宇和島市立日振島小学校	
	宇和島市立蔭淵小学校 宇和島市立御楨小学校	2 級
北 宇 和 郡	松野町立松野南小学校	1 級
南 宇 和 郡	愛南町立中浦小学校	1 級
	愛南町立僧都小学校	
	愛南町立福浦小学校	
	宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山小学校	

(2) 中学校の部

市 郡 名	学 校 名	級別区分
新 居 浜 市	新居浜市立別子中学校	3 級
今 治 市	今治市立関前中学校	2 級
越 智 郡	上島町立魚島中学校	4 級
	上島町立岩城中学校	2 級
	上島町立弓削中学校	1 級
上 浮 穴 郡	久万高原町立美川中学校	1 級
大 洲 市	大洲市立河辺中学校	2 級
	大洲市立肱川中学校	1 級

西 宇 和 郡	伊方町立三崎中学校	1 級
西 予 市	西予市立城川中学校	1 級
南 宇 和 郡	宿毛市・愛南町篠山小中学校組合立篠山中学校	1 級

2 ヘキ地学校に準ずる学校

(1) 小学校の部

市 郡 名	学 校 名
四国中央市	四国中央市立新宮小学校
松 山 市	松山市立中島小学校
喜 多 郡	内子町立石畳小学校
	内子町立小田小学校
西 予 市	西予市立城川小学校
北 宇 和 郡	鬼北町立日吉小学校

(2) 中学校の部

市 郡 名	学 校 名
四国中央市	四国中央市立新宮中学校
松 山 市	松山市立中島中学校
喜 多 郡	内子町立小田中学校
北 宇 和 郡	鬼北町立日吉中学校

3 特別の地域に所在する学校

市 郡 名	学 校 名
上 浮 穴 郡	久万高原町立畑野川小学校
宇 和 島 市	宇和島市立遊子小学校
南 宇 和 郡	愛南町立家串小学校

県議会告示

○愛媛県議会告示第1号

議会が管理する公文書の公開に関する規程（平成10年12月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

愛媛県議会議長 赤 松 泰 伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>審査請求</u> があった場合の議会運営委員会への諮問)</p> <p>第2条 議長は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について<u>審査請求</u> があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u> が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求</u> _____ に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について第三者の反対の意思表示されているときを除く。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第3条 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書（別記様式）により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 公開請求者（公開請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る公文書の公開について反対の意思表示した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(<u>審査請求</u> に対する裁決)</p> <p>第4条 議長は、第2条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>審査請求</u> に対する<u>裁決</u> を行わなければならない。</p> <p>(<u>審査請求</u> に対する委員会の調査権限)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、<u>審査請求</u> に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は議長（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第6条 委員会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第7条 <u>審査請求人等</u>は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項本文の規定</p>	<p>(<u>不服申立て</u>があった場合の議会運営委員会への諮問)</p> <p>第2条 議長は、公開決定等 _____ について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による<u>不服申立て</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、議会運営委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）</u>を取り消し又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該<u>公開決定等</u> について第三者の反対の意思表示されているときを除く。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第3条 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書（別記様式）により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u> _____</p> <p>(2) 公開請求者（公開請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る公開決定等について反対の意思表示した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(<u>不服申立て</u> に対する決定)</p> <p>第4条 議長は、第2条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u> を行わなければならない。</p> <p>(<u>不服申立て</u> に対する委員会の調査権限)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は議長（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第6条 委員会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第7条 <u>不服申立人等</u>は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項本文の規定</p>

による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第9条 委員会は、第5条第4項又は第7条の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を送付しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第11条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、審査請求の調査審議に関し必要な事項は、委員会が定める。

別記様式(第3条関係)不服審査諮問通知書

Table with 2 columns: 審査請求年月日, 審査請求の对象となった決定. Content: 省略, 次の審査請求については、議会運営委員会に諮問をしました。

による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第9条 委員会は、第5条第4項又は第7条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し

を送付しなければならない。

(答申書の送付等)

第11条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、不服申立ての調査審議に関し必要な事項は、委員会が定める。

別記様式(第3条関係)不服審査諮問通知書

Table with 2 columns: 異議申立年月日, 異議申立ての对象となった決定. Content: 省略, 次の異議申立てについては、議会運営委員会に諮問をしました。

○愛媛県議会告示第2号

議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成14年3月愛媛県議会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

愛媛県議会議長 赤松泰伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table with 2 columns: 改正後, 改正前. Content: Comparison of Article 2 regarding information disclosure and administrative review procedures.

示について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求

_____に係る個人情報
の訂正をする _____ こととするとき。

- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求

_____に係る個人情報
の _____ 利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第3条 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書（別記様式）により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求 に対する裁決)

第4条 議長は、第2条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求 に対する裁決を行わなければならない。

(審査請求 _____ に対する委員会の調査権限)

第5条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求 _____ に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 委員会は、審査請求人等

_____から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき

_____について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

- (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報
を当該訂正請求と同一の内容で訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報を訂正請求と同一の内容で訂正することとするとき。

- (4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第3条 議長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を不服審査諮問通知書（別記様式）により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等 _____ について反対の意思を表示した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(不服申立てに対する決定)

第4条 議長は、第2条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(再申出があった場合の委員会への諮問)

第5条 議長は、再申出があったときは、当該再申出の趣旨に沿った処理を行おうとする場合を除き、委員会に諮問しなければならない。

(再申出に対する処理等)

第6条 議長は、前条の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該再申出に対する処理を行い、再申出をした者（以下「再申出者」という。）に対し、当該処理の内容（当該再申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

(不服申立て及び再申出に対する委員会の調査権限)

第7条 省略

2・3 省略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、不服申立て又は再申出に係る事件に関し、不服申立人、参加人、再申出者、議長その他関係人 _____に意見書又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 委員会は、不服申立人、参加人又は議長（以下「不服申立人等」という。）から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 不服申立人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、委員会が意見書又は資料を提出すべき

相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第9条 委員会は、第5条第4項又は第7条の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を送付しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開等)

第10条 第2条の規定による諮問に応じて行う委員会の調査審議の手続は、公開しない。

2 省略

(答申書の送付等)

第11条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、審査請求の調査審議に関し必要な事項は、委員会が定める。

別記様式(第3条関係) 不服審査諮問通知書

Table with 2 columns: 省略, 審査請求年月日, 審査請求の对象となった決定, 省略. Content: 次審査請求については、議会運営委員会に諮問をしました。

相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

第11条 委員会は、第7条第4項又は第9条の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続の非公開等)

第12条 第2条又は第5条の規定による諮問に応じて行う委員会の調査審議の手続は、公開しない。

2 省略

(答申書の送付等)

第13条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第14条 第7条から前条までに定めるもののほか、不服申立て又は再申出の調査審議に関し必要な事項は、委員会が定める。

別記様式(第3条関係) 不服審査諮問通知書

Table with 2 columns: 省略, 異議申立年月日, 異議申立ての对象となった決定, 省略. Content: 次異議申立てについては、議会運営委員会に諮問をしました。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成28年3月29日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第37号（第32条関係） 督促状</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 注意事項欄には、下記事項等を記載すること。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 審査請求 _____ に関する事項</p> <p>(4) 省略</p>	<p>様式第37号（第32条関係） 督促状</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 注意事項欄には、下記事項等を記載すること。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 審査請求又は異議申立てに関する事項</p> <p>(4) 省略</p>

附 則

この管理規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第 1 号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月29日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

（愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正）

第 1 条 愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第14条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(13) 省略</p> <p>2 病院の院長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。）。</p> <p>(7)～(13) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第14条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の所長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(6)～(13) 省略</p> <p>2 病院の院長限りで専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 公文書の公開に関すること（公文書の公開の請求（申請を含む。）に対する決定に係る不服申立て _____（不服の申出を含む。）に関するものを除く。）。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に係る不服申立て _____ に関するものを除く。）。</p> <p>(7)～(13) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

（愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正）

第 2 条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第1（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の種類	事 項	決裁区分			事務の種類	事 項	決裁区分		
		管 理 者	局 長	課 長			主 幹	管 理 者	局 長
1 省略									
2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略				2 公文書の公開に関する事務	1～4 省略			
	5 公文書の公開の請求等に対する決定又は当該公開の請求に係る不作為についての審査請求等に関すること。 (1)～(3) 省略					5 公文書の公開の請求等に対する決定に係る不服申立て等 _____に関する こと。 (1)～(3) 省略			
3 省略					3 省略				
4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1～7 省略				4 愛媛県個人情報保護条例の施行に関する事務	1～7 省略			
	8 個人情報の開示等の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関すること。 (1)・(2) 省略					8 個人情報の開示の請求等に対する決定に係る不服申立て等 _____に関する こと。 (1)・(2) 省略			
5 省略					5 省略				
6 争訟に関する事務	1 審査請求、訴訟等に関すること。				6 争訟に関する事務	1 不服申立て、訴訟等に関すること。			
7～10 省略					7～10 省略				
備考 省略					備考 省略				

附 則

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 管理者の処分又は不作為についての不服申立て（不服の申出を含む。）であって、この訓令の施行前にされた公文書の公開の請求（申請を含む。以下「公開請求」という。）に対する決定若しくは個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求（以下「開示等請求」という。）に対する決定又はこの訓令の施行前にされた公開請求若しくは開示等請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。